

1週間で仕上げる

09590P-00

2021
年度版

マンション 管理士 うか 合格る チエツクシート



TACマンション管理士講座 編

最新の法改正等に対応!!

- ★絶対押さえたいた論点50%! 今年のヤマ
→見開きのシートでしっかり整理
- ★最新の法改正・出題傾向に対応
- ★直前期の最終確認に最適!!



TAC出版
TAC PUBLISHING Group

はしがき

マンション管理士本試験まで残りわずかとなってまいりました。本試験へ向けてラストスパートをかける時期です。この直前期の学習において重要なことは、今年の本試験で出題が予想される論点をマスターしておくことです。そこで、その要望にお応えするため、本書を制作しました。

マンション管理士試験は、合格率7～9%前後と非常に狭き門となっています。しかし、合格に必要な知識というのは、難問を解くためのものではなく、**基本的な問題をしっかりと解くために養うものです**。マンション管理士試験も毎年すべての問題がまったく目新しい問題というわけではありません。その大半が過去出題論点の繰り返しになっています。つまり、過去出題論点をしっかりと押さえておけば、**合格は十分に可能**なのです。

本書は過去の出題論点や、ここ数年の出題傾向、最新の法改正情報を記載し、その中から特に出題可能性の高い論点を50のチェックシートに分類しました。この50のチェックシートを**1週間でマスター**できるように編集するとともに、受験生の方が陥りやすい間違いをイラストや表にしたり、「**コツ**」や「**解ける覚え方**」で解説をするなど、短期間で知識の復習ができるようにしました。また、この試験の特徴でもある、複数の法律にわたって出題される**複合問題対策**として、知識の横断整理ができるような構成しております。

これから本試験までの短い期間をどれだけ有効に使えるかが、合否を左右するといつても過言ではありません。**合格に必要な知識**をできるだけ多く、そして正確に覚えるため本書を活用し、受験される皆様が合格を勝ち取れますよう、心よりお祈りしております。

令和3年7月
TACマンション管理士講座

本書の特長と利用の仕方

直前フォーカス

各項目の簡単な内容や考え方、最後に覚えておくべきポイント、ヤマである根拠などを記載しています。今年の本試験にポイントを絞った最終確認と記憶ができるはずです。

今年のヤマ

今年の本試験で狙われるような箇所を示しています。

法改正

直近に法改正が行われ、その内容が今年の本試験から出題範囲となる箇所です。



民法・区分所有法その他

契約不適合責任

直前フォーカス

従来の瑕疵担保責任が、法改正により契約不適合責任に変更された。瑕疵担保責任との違いに特に注意して覚えよう。

●売買における売主の契約不適合責任 今年のヤマ 法改正

売買契約の目的物の種類・品質・数量に関して、契約内容に適合しない（**契約不適合**）場合、売主は債務不履行責任の特則としての担保責任を負う。これを契約不適合責任といいう。

買主が請求できる権利	<p>①追完請求（修補・代替物引渡し・不足分引渡し） 解ける覚え方 改正前は認められていなかった修補請求も認められるようになった。</p> <p>②代金減額請求 ※原則として、追完請求に応じてくれなかった場合でないと代金減額請求はできない。</p> <p>③損害賠償請求 ※売主に故意または過失がない場合は損害賠償請求不可</p> <p>④契約の解除 ※契約不適合が軽微な場合は解除不可 解ける覚え方 損害賠償請求と解除は債務不履行の場合と同じである。</p>
期間の制限	<p>種類・品質に関して契約内容に適合しない場合、買主は、原則として、不適合を知った時から1年以内に売主に対し、不適合である旨を通知しなければ、上記の追完請求等の権利を行使できない。 解ける覚え方 種類と品質の不適合が対象であり、数量については期間の制限はない（消滅時効の規定に従う）。 ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかった時は、買主は1年を経過した後であっても追完請求等をすることができる。</p>
免責の特約	<p>売主は、契約不適合責任を負わない旨の特約をすることができる。しかし、この特約をした時であっても、知りながら告げなかった事実及び自ら第三者のために設定し、または第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。</p>

本文

今年の本試験に出題される可能性の高い事項を図表で整理しました。必要に応じて具体的なケースを念頭に置きながら、ポイントを押さえることができるよう記載しています。ここに記載されている事柄は、最低限確認しておきましょう。本試験で、きっと役に立つはずです。またキーワードは赤ゴシック表記になっていますので、どんどん覚えていきましょう。

●転貸借・賃借権の無断譲渡

転貸借・賃借権の譲渡は、賃貸人の承諾がなければ行うことができない。無断で転貸借・賃借権の譲渡（②③）をし、第三者に賃借物の使用・収益をさせた場合、賃貸人は契約を解除することができる。（④）

ヨジタ 2 賃貸人が交代する際には、賃借人の承諾は不要である。

ヨジタ 3 借地上の建物を賃貸することは、土地賃借権の無断譲渡には当たらない。

ヨジタ 4 無断転貸・譲渡の場合であっても、その行為が賃貸人に対する背信的行為と認るに足りない特段の事情がある時は解除することはできない。

コメント

理由の説明や発展的な重要ポイント、問題解決のための着眼点などを記載しています。本文とともにしっかり読み進んでください。

●転貸借の終了

賃貸借の合意解除	賃貸人・賃借人間で賃貸借契約を合意解除しても、 転借人に対抗できない 。
債務不履行に基づく解除	賃借人の債務不履行で賃貸借契約が解除された場合、賃貸人が転借人にに対して目的物の返還請求をしたときに、 転貸借契約は履行不能により終了する 。 解ける覚え方 転借人に賃借人に代わって賃料を支払うよう催告する必要はない。

民法・区分所有法そ

●借地・借家の対抗要件

借地権の対抗要件	借地権者が借地上に自己名義で登記された建物を所有すること
借家権の対抗要件	借家の引渡し

解ける覚え方

問題解決に役立つ視点からの覚え方が記載されています。実践的に覚えることができます。

●敷金について

敷金とは、不動産（特に建物）の賃貸借に関し、賃借人の賃料その他の債務を担保する目的で賃借人から賃貸人に支払われる金銭のこと、①明渡時又は②賃借人が適法に賃借権を譲渡した時に賃借人に返還される。

解ける覚え方 敷金の返還と建物の明渡しは**同時履行とならない**。
明渡が先で、その後に敷金返還請求権が発生する。

この過去問に注意

Aがその所有する甲マンションの101号室をBに賃貸した場合、Bが101号室を、Aの承諾を得てFに転貸したときでも、AとBが賃貸借契約を合意解除すれば、Aは合意解除をもってFに対抗することができる。（H29年-13）

答

この過去問に注意

今年の本試験でそのまま出題されてもおかしくない過去の本試験の問題を掲載しています。各チェックシート学習の締めくくりとして自分で解いてみましょう。

目 次

民法・区分所有法その他



1
日
目

①	消滅時効	2
②	共 有	4
③	抵当権	6
④	契約不適合責任	8
⑤	相 続	10
⑥	不法行為	12
⑦	不動産登記法	14



2
日
目

⑧	借地借家法・賃貸借	16
⑨	専有部分・共用部分	18
⑩	共用部分の管理	20
⑪	敷地・敷地利用権	22
⑫	区分所有者の権利義務	24



3
日
目

⑬	管理組合・管理者	26
⑭	管理組合法人・理事	28
⑮	規 約	30
⑯	集会の招集手続	32
⑰	集会の決議	34
⑱	復旧・建替え	36
⑲	団 地	38
⑳	団地内建物の建替え	40
㉑	被災区分所有法	42
㉒	建替え等円滑化法	44



4
日
目

規約・会計

㉓	標準管理規約（専有部分・共用部分）	46
㉔	標準管理規約（長期修繕計画）	48
㉕	標準管理規約（役員）	50
㉖	標準管理規約（総会）	52
㉗	標準管理規約（決議事項）	54
㉘	標準管理規約（理事会）	56



②⁹	標準管理規約（管理費・修繕積立金）	58
⑩	標準管理規約（会計・雑則）	60
⑪	団地型	62
⑫	会計（収支報告書と貸借対照表）	64

維持保全



⑬	建築基準法・居室に関する規定	66
⑭	避難に関する規定	68
⑮	防火地域	70
⑯	建築確認・その他	72
⑰	都市計画法	74
⑱	電気設備・ガス設備・エレベーター	76
⑲	消防設備・消防法	78
⑳	給水設備	80
㉑	排水設備	82
㉒	水道法	84
㉓	耐震補強・耐震改修法	86
㉔	大規模修繕	88
㉕	長期修繕計画	90
㉖	マンションの断熱	92
㉗	その他の設備・法令等	94



適正化法

㉘	マンション管理士	96
㉙	重要事項の説明その他	98
㉚	財産の分別管理その他	100

1週間で仕上げる

マジシヨン 管理士 う か 合格する チェックシート

出るとこ
予想

1
日目合格する
チェック
シート 1

消滅時効



前フォーカス

消滅時効は昨年度の民法改正により大幅な変更があった。重要論点なので改正点をしっかりと覚えておこう。

● 消滅時効

消滅時効とは、以下の期間の経過により、権利が消滅することをいう。

- | | |
|---|--------------------|
| ①権利を行使することができることを知った時から5年
②権利を行使することができる時から10年
(人の生命または身体の侵害による損害賠償請求は権利
を行使できる時から20年) | } どちらか早い方で
消滅 ① |
|---|--------------------|

コジット 1

改正により、契約等によってまちまちであった短期消滅時効（管理費等は権利行使できるときから5年等）が削除され、上記の期間に統合された。

● 時効の完成猶予

時効の完成猶予とは、本来の時効期間が満了しても、ひとまず時効は完成しないことをいう。時効の完成猶予事由の主なものは以下の通り。

猶予事由	猶予期間
裁判上の請求	左の事由の終了時（確定判決等により権利が確定することなく終了した場合（例：訴訟の取り下げや却下）は終了後6ヶ月が経過した時）まで
支払督促	
訴訟上の和解・調停	
破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加	
催告	催告の時から6ヶ月を経過する時まで ②

コジット 2

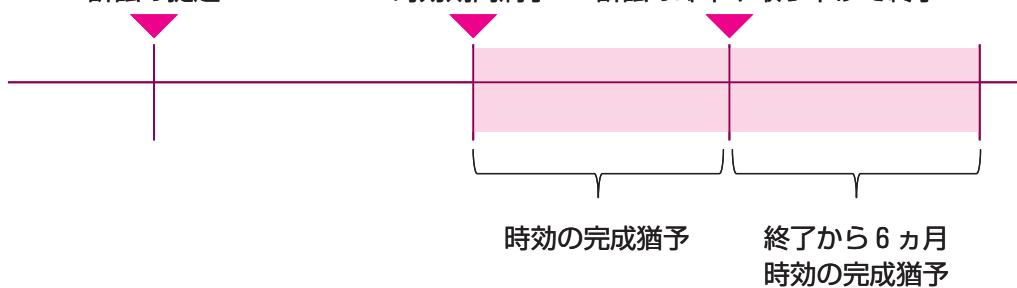
最初の6ヶ月の時効の完成猶予中に、再度の催告をしても、再度の催告による時効完成猶予はされない。

● 確定判決等により権利が確定することなく終了した場合

訴訟の提起

時効期間満了

訴訟の却下や取り下げで終了

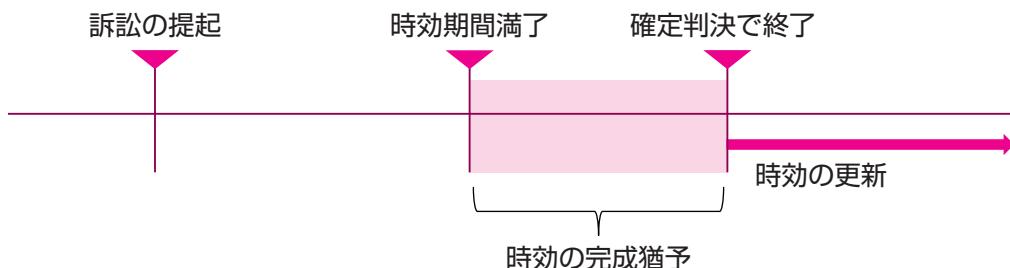


●時効の更新

時効の更新とは、時効を新たに進行させることをいう。時効の更新がされると、時効のカウントがゼロに戻り、再び進行する。主な更新事由は以下のとおり

- ①裁判上の請求等により権利が確定した（例：勝訴判決が確定した）。
- ②強制執行手続等を実施し終了した。
- ③債務者が債務を承認した。

●確定判決等により権利が確定した場合



●時効の援用

時効の効果は、その利益を受けるものが援用をして初めて効果が発生する。これを**時効の援用**という。

時効の援用は債務者本人に限らず、時効の利益を直接に受けができる者であれば行使可能

[例] 物上保証人、抵当不動産の第三取得者、連帯保証人、連帯債務者等

●時効利益の放棄

時効完成前に**あらかじめ**時効利益を放棄することはできない。

[例] 規約で滞納管理費が時効にかかっても援用しない旨を定めていたとしても、それは無効になる。

時効完成後に債務者が債権者に対して債務の承認をした場合は、時効完成の事実を知らなかったときでも、時効の援用をすることができない。



甲マンションの区分所有者Aが、管理組合（管理者B）に対し、管理費を滞納している場合、BがAに対し管理費の支払請求訴訟を提起すれば、その訴えが却下された場合でも、時効は更新する。（H29年-12改）

答

時効が更新するには、裁判上の請求等により権利が確定しなければならず、訴えが却下された場合は権利が確定していないので時効は更新しない。

1
日目合格する
チェック
シート②

前フォーカス

民法の「共有の規定」は、マンションの専有部分や敷地等を共有する場合に適用される。「共用部分の共有」の規定との違いについて、区分所有法の論点と複合問題で出題されているので、注意したい。

●共有者の持分に関する規定

今年のヤマ

	民法の共有	共用部分の共有(区分所有法)
共有持分の割合	共有者間で定めがない場合、各共有者の持分は 相等しい と推定される。	各区分所有者の 専有部分の床面積の割合
共有持分の譲渡等の処分	各共有者が 単独 で行うことができる。	区分所有法で定める場合を除いてすることができない。
共有者の1人が相続人がいないまま死亡したり、自己の持分を放棄した場合	その持分は他の共有者に帰属する。	専有部分の処分に従う(国庫や特別縁故者等に帰属する)。
共有物の使用	共有者は 持分に応じた 使用ができる。	区分所有者は、その 用方に従った 使用ができる(持分に応じた使用ではない)。

解ける覚え方

協議に基づかず共有物を占有している共有者に対しても、当然に明渡しを求められるわけではない。

●敷地・共用部分とされていない附属建物と共用部分の持分割合の違い

敷地の共有持分	・民法の規定による
共用部分でない附属建物の共有持分	・当事者間で定めがなければ、 相等しい
共用部分の共有持分	専有部分の床面積の割合

解ける覚え方

敷地や、共用部分とされていない附属建物には、**共用部分の持分割合の規定が準用されないため**、区分所有法ではなく、**民法の規定**が適用される。

●特定承継人の責任

共有者の1人が共有物について他の共有者に対して有する債権は、その**特定承継人**に対しても請求することができる。

●民法の共有物の保存行為・管理行為・変更行為

	定義	行使方法	例
保存行為 ①	共有物の現状を維持する行為	各共有者が 単独 行為可	共有物の保全行為 不法占有者への 明渡請求
管理行為	共有物を利用・改良する行為	各共有者の 持分の価格の過半数 で行う。②	共有物の 賃貸借契約の締結・解除
変更行為	共有物の形質を変更する行為	共有者の 全員の同意 で行う。③	共有物の売却・増改築等

コメント 1

保存行為として、他の共有者の分も損害賠償請求することは**できない**。
不法占有者等への損害賠償請求は、各共有者が**持分に応じて**行う。

コメント 2

民法では、持分だけで共有者の頭数は要件となっていないが、区分所有法では、民法と違い、持分（議決権）だけでなく区分所有者数も要件とされている。

コメント 3

共用部分的重大変更については、「区分所有者及び議決権の各4分の3以上」で実行可能であり、全員の同意は不要である。

●共有物の分割

共有物の分割とは、共有関係を解消するための制度をいう。

ただし、**5年**を超えない期間内であれば、分割しない契約をすることができる。この期間は更新することができるが、その期間は**5年**を超えることができない。



A、B及びCは、等しい持分の割合で、甲マンション201号室の区分所有権を共有している。この場合にAとBは、A、B及びCの間の協議に基づかずして201号室を単独で占有しているCに対し、AとBの持分の価格が201号室の価格の過半数を超えるからといって、当然に同室の明渡しを請求することはできない。(H28年-12)

答

Cも共有者（権利者）であるから、不法占有には該当せず、当然には明渡請求できない。

1
日目合格する
チェック
シート③

民法・区分所有法その他

抵当権



前フォーカス

抵当権は、その性質と効力、目的物となるものを見よう。共用部分の共有持分や敷地の権利についても抵当権の効力が及ぶ点は要注意。

●抵当権

抵当権は、債務者又は第三者が担保に供した物を占有を移転しないで、債務が履行されなかった時に抵当権者がその物から他の債権者に優先して、自己の債権の弁済を優先的に受けることができる権利をいう。

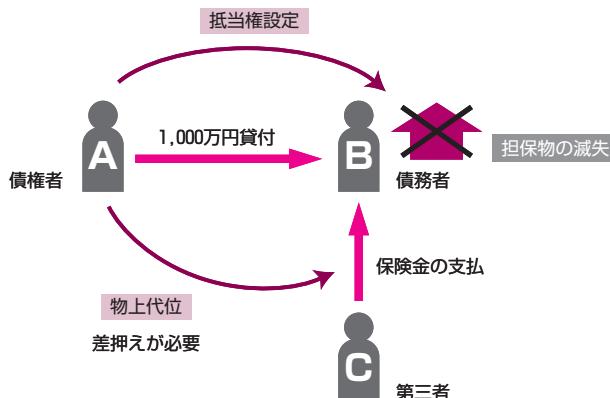
●抵当権の性質・効力

		内 容
性質	付從性	債権のないところに担保物権は存在しないという性質 解ける覚え方 債務が消滅すれば、登記が残っていても（抹消されていなくても）抵当権は消滅する。
	随伴性	債権が移転すればその債権を担保する担保物権も債権とともに移転する性質
	不可分性	担保権は債権全部の弁済を受けるまで目的物の上に存続し続けるとする性質
	物上代位性	担保権者は担保権の売却・滅失・賃貸・損傷等により債務者が受ける金銭（代金や保険金、賃料等）その他の物の上に対しても権利を行使できるという性質 ただし、これらが支払われる前に差押えが必要
効力 ①	優先弁済的効力	債権の弁済が得られない時には、債権者がその目的物を売却して金銭に変え、他の債権者に先立ってその売却代金の中から弁済を受けることができるとする効力

ヨシト 1

留置的効力（債権を担保するために目的物を債権者の手元に留め置き、債務者に心理的圧迫を加えることで債務の弁済を促すという効力）は、抵当権にはない。

●物上代位



●抵当権の目的物

不動産、地上権、永小作権	これらを目的として抵当権を設定できる。 解ける覚え方 賃借権は抵当権の目的とはできない。
付加一体物	抵当権の効力は、目的物に附属し、一体となったものに及ぶ。
従物	抵当権設定 당시에存在した従物に限り抵当権の効力が及ぶ（判例）。
果実	被担保債権に債務不履行があった時は、果実に抵当権の効力を及ぼすことができる。
土地に関する権利	土地賃借権には、従たる権利として抵当権の効力が及ぶ。②

コメント 2

マンションの専有部分に抵当権が設定された場合、①共用部分の共有持分、②敷地利用権（所有権・賃借権・地上権）にも抵当権の効力が及ぶ。ただし、賃借権の取得については、賃貸人の承諾か裁判所の許可が必要。

●抵当権設定後の賃貸借契約

抵当権設定登記後の賃貸借契約については、**賃貸借契約期間の長短にかかわらず**、原則として、抵当権者に賃借権を対抗することができない。③

コメント 3

この場合、買受人の買受の時から6ヶ月間は、明渡しが猶予される。



Bの抵当権設定登記後に、206号室が全焼し、保険会社から所有者Aに火災保険金が支払われた。この場合には、抵当権者Bは、Aに支払われた火災保険金に対して、抵当権に基づく物上代位権を行使することができない。（H29年-16）

答

物上代位は、支払われる前に差押えなければ行使できない

○



契約不適合責任



前フォーカス

従来の瑕疵担保責任が、昨年度の民法改正により契約不適合責任に変更された。
瑕疵担保責任との違いに特に注意して覚えよう。

●売買における売主の契約不適合責任



売買契約の目的物の種類・品質・数量に関して、契約内容に適合しない（**契約不適合**）場合、売主は債務不履行責任の特則としての担保責任を負う。これを契約不適合責任という。

買主が請求できる権利	<p>①追完請求（修補・代替物引渡し・不足分引渡しの請求）</p> <p>解ける覚え方 改正前は認められていなかった修補請求も認められるようになった。</p> <p>②代金減額請求</p> <p>※原則として、追完請求に応じてくれなかつた場合でないと代金減額請求はできない。</p> <p>③損害賠償請求</p> <p>※売主に帰責事由がない場合は損害賠償請求不可</p> <p>④契約の解除</p> <p>解ける覚え方 損害賠償請求と解除は債務不履行の場合と同じである。</p>
期間の制限	<p>種類・品質に関して契約内容に適合しない場合、買主は、原則として、不適合を知った時から1年以内に売主に対し、不適合である旨を通知しなければ、上記の追完請求等の権利を行使できない。</p> <p>解ける覚え方 種類と品質の不適合が対象であり、数量については期間の制限はない（消滅時効の規定に従う）。</p> <p>また、通知でよく権利行使する必要はない。</p> <p>ただし、売主が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつた時は、買主は1年を経過した後であっても追完請求等をすることができる。</p>
免責の特約	売主は、契約不適合責任を負わない旨の特約をすることができる。しかし、この特約をした時であっても、 知りながら 告げなかつた事実及び自ら第三者のために設定し、または第三者に譲り渡した権利については、その責任を免れることができない。

●請負における請負人の契約不適合責任

請負においても、法改正により契約不適合責任を請負人が負うことになった。

注文者が請求できる権利	<p>①追完請求（修補・代替物引渡し・不足分引渡しの請求） ②報酬減額請求 ※原則として、追完請求に応じてくれなかった場合でないと報酬減額請求はできない。 ③損害賠償請求 ※売主に帰責事由がない場合は損害賠償請求不可 ④契約の解除 解ける覚え方 改正前は、建物その他の土地工作物の請負契約について解除が認められていなかったが、改正後は解除できるようになった。</p>
期間の制限	<p>請負契約の内容に適合しない場合、注文者は、原則として、不適合を知ったときから1年以内に請負人に対し、不適合である旨を通知しなければ、上記の追完請求等の権利を行使できない。</p> <p>解ける覚え方 通知をすればよく、権利を行使する必要はない。ただし、請負人が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、注文者は1年を経過した後であっても追完請求等をすることができる。</p>
注文者の供した材料の性質等による不適合	<p>「注文者の提供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合」については、注文者の責任追及は認められない。</p> <p>ただし、当該不適合に関し、「請負人がその材料又は指図が不適当であることを知りながら告げなかったとき」は請負人は責任を免れない。</p>
免責の特約	<p>請負人は、契約不適合責任を負わない旨の特約をすることができる。しかし、この特約をしたときであっても、知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない。</p>



分譲業者Aが、Bに新築建物である甲マンションの101号室を売却し、AからBに101号室が引き渡された1年後に、建物の浴槽に契約内容に適合しない欠陥が発見された場合、BがAに対し損害賠償請求を行うには、当該欠陥の発見から1年以内に裁判上の権利行使をしなければならない。 (H27年-17改)

答

種類・品質による契約不適合責任により、損害賠償請求等を行えるためには、不適合を発見してから1年以内に「通知」をする必要があるが、裁判上の権利行使をする必要はない。 X

1
日目合格する
チェック
シート⑤

前フォーカス

相続の問題で問われるのは、滞納管理費の取扱いである。単純承認、限定承認、相続放棄の要件効果と、滞納管理費を請求することができるか否か、できるなら、どれだけ請求できるかを答えられるようにしておこう。

●相続人

相続人	相続順位	法定相続分
配偶者	常に相続人となる	子と共に相続… 1/2 直系尊属と共に相続… 2/3 兄弟姉妹と共に相続… 3/4
子	第一順位	配偶者と共に相続… 1/2
直系尊属	第二順位	配偶者と共に相続… 1/3
兄弟姉妹	第三順位	配偶者と共に相続… 1/4

●代襲相続

被相続人の子が①相続開始以前の死亡、②廃除、③相続欠格に該当した場合、その者の子（孫）が代襲して相続する。兄弟姉妹が相続人の場合は、おい、めいまで代襲相続する。

解ける覚え方 相続放棄は代襲相続の原因ではない。

ゴロ合わせ 【代襲相続の原因】

賜	杯が	欠けて	醜態だ
死亡	廃除	相続欠格事由に該当	代襲相続

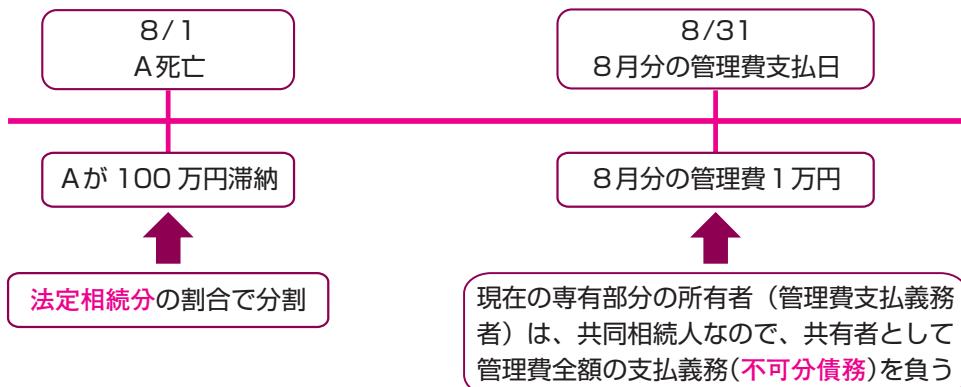
●滞納管理費と相続



遺産分割前の相続債務については、各共同相続人は法定相続分の割合で分割された債務を負担する。したがって、滞納管理費を相続した場合、相続人は、法定相続分に応じて支払い義務を負う。

滞納管理費の支払義務については以下のようなになる。

被相続人が滞納していた管理費	各共同相続人は法定相続分の割合で分割された債務を負担する。 解ける覚え方 相続人の1人に滞納管理費の全額を請求することはできない。
相続開始後、遺産分割までの滞納管理費（月々の管理費の支払義務）	各共同相続人は不可分債務として、滞納管理費の全額の支払い義務を負う。



●相続の承認・放棄

	単純承認	限定承認	相続放棄
定義	相続人が被相続人の有する権利義務のすべてを承継すること	相続財産の限度でのみ相続債務を弁済することを保留して相続を承認すること	相続財産を一切承継しない旨の意思表示
要件	・熟慮期間（自己のために相続の開始を知った時から3ヶ月以内）の経過 ・相続財産の全部又は一部の処分等	家庭裁判所への相続人全員での申述	家庭裁判所への相続人各人の申述

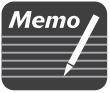
解ける覚え方 相続人は、相続の承認又は放棄をするまで、その固有財産における同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない。



甲マンションの201号室を所有するAが、管理費60万円を滞納したまま遺言をすることなく令和2年12月1日に死亡した場合、Aの死亡より前に配偶者が死亡し、Aに実子B及び養子Cがある場合、B及びCがいずれも単純承認したときは、滞納管理費については、B及びCが各30万円を承継する。

(H26年-16)

答 被相続人の滞納管理費については、共同相続人は法定相続分で支払義務を負う。



2021年度版

マンション管理士 出るとこ予想 合格るチェックシート

発行日 2021年7月25日

初版発行

編著者 TAC株式会社（マンション管理士講座）

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2021

管理コード 09590P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。